

市民憲章をつくります

市では、合併によるまちの一体感の醸成や周南市のシンボルとして市民の皆さんの望みや願いをこめて「市民憲章」を制定します。

市民憲章：まちの理念やまちづくりの方向性を明らかにし、市民の皆さんがまちづくりに主体的に取り組むための「目標」、「道しるべ」となるものです。合併前の旧2市2町でも市民憲章、町民憲章が制定されていました。

制定するにあたっては、市民の皆さんに主体的につかっていただくために市民の皆さんによる「**市民憲章等検討委員会**」を設置し、策定をすすめます。



市民憲章等検討委員会の委員を募集します。

- | | |
|----------|---|
| 1. 対象 | 市内に在住の20歳以上の人 |
| 2. 内容 | 市民憲章の制定に向けた検討
その他、市のシンボルとして「市の木」、「市の花」の検討 |
| 3. 会議の開催 | 8月から平成18年3月まで、月1回程度を予定しています。 |
| 4. 募集の人数 | 2人 |
| 5. 募集の期間 | 8月5日(金)締め切り |
| 6. 応募方法 | 作文(テーマ「市民憲章への思い」、400字以内、様式は自由)を添えて、住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、企画課まで郵送、ファックス、Eメール又は持参してください。 |
| 7. 選考方法 | 選考委員会を設置し、書類審査により選考を行います。また、必要な場合は、面接を行います。結果については、応募者本人に通知します。 |

いっしょに市民憲章を作ってみませんか

次ページへ

皆さんの意見
をお聞かせく
ださい!

市民憲章への意見を募集します。

「市民憲章」を策定するにあたり、「市民憲章等検討委員会」で内容等について検討していただきますが、その際の参考とするため、広く市民の皆さんより、市民憲章への意見を募集します。

募集の内容 市民憲章の仲に入れて欲しい「言葉、キーワード」
市民憲章に関する意見、提言

募集の期間 8月12日(金)締め切り

応募方法 企画課まで郵送、ファックス、Eメール又は持参してください。
(応募の様式は自由です。)
その他、市役所本庁、総合支所、図書館、公民館等市内の主な公共施設にも意見の応募用紙と回収箱を用意しています。

お問合せ先、提出先

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所企画課
電話：0834-22-8245、FAX：0834-22-8475
Eメール：kikaku@city.shunan.yamaguchi.jp

個人情報の取り扱いについて

応募に関して市が収集した個人情報は、企画課で管理し、原則として委員の選考に関する業務のみで使用します。
その他に個人情報を利用する必要がある場合は、事前にご本人に確認します。

